規約と内規

目次

第 I 条一-名称と目的 第1項.名称

第Ⅱ条- 目的

第1項. 目的

第Ⅲ条一会員資格

第1項. 地域支部

第2項. 個人会員

第Ⅳ条一理事会

第1項. 組織

第2項. 理事長および理事長代理

第3項. 事務局

第4項. 権限の範囲

第5項. 役員会

第VI条-会議

第1項. 会議

第VI条-規約改正

第1項. 規約改正

第2項. 規約の維持

第3項. 投票期間中の規約改正

第4項. 発効日

第5項. 委任状による投票

第Ⅵ条一歳入

第1項. 会計年と歳入

第2項. 歳入の受理

第3項. 年会費

第4項. 出版物 と資産の配分

第5項. 解散時の資産の分配

第Ⅷ条−支部の規約と内規

第1項. 支部の規約と内規

第IX条-Robert's規則

第1項. 理事会規則

第X条一定義

第 I 条 名称と目的

第1項. 名称

本組織は、国際植物増殖者会議と称する。組織は、商標名としての頭字語を'IPPS'とする。

第Ⅱ条 目的

第1項. 目的

IPPSの使命は、園芸生産に関わる人々の世界的な共同体に焦点を合わせ、知識、情報および技術を共有すること、永劫に続く職業的成果のための指針と指示を提供すること、専門性の理解を認識すること、および研究・教育・園芸学的知識の最大限の統合にある。

第Ⅲ条一会員資格

本組織は、支部と個人会員によって構成される。

第1項. 地域支部

- a. 新規の地域支部団体で認められた新規個人会員は、本条第2項にに基づく。
- b. ある地区が定例の年次大会を開催できなくなるか,あるいは年報掲載のために求められた資料送付ができない場合は、支部活動停止処分の理由となる。支部活動停止処分決定には、理事会での3分の2の賛成投票が必要である。
- c. 新規の支部設立のためには、国際理事会および既存の支部の役員会の承認が必要である。

第2項. 個人会員

- a. 個人会員の資格は、園芸に積極的に関与している個人に限って与えられる。
- b. 既存地域支部以外の地域に在住する個人は、いかなる支部の会員となることができるか、 'at-large' 会員として申請することができる。
- c. 個人会員は,各種会合に参加し,可能な限り支部の活動に参加する義務を負う。
- d. 地域支部の重要な会議での表決権は、その地域支部の個人会員に限られる。
- e. 地域支部は、参加の督促を行うことができ、独自の判断により、責務を果たさないか、 支部にとって相応しくない場合は、除名することができる。
- f. 個人会員の資格として必要条件は以下の通りである。
 - 1. 実際の事業に積極的に関与しているか、園芸分野に積極的に関与していること
 - 2. 得られた知識や経験を自由闊達に他の人に提供し、共有する強い意欲を持つこと。 提供と共有のための方法は、以下のどのような形態によっても良い:
 - a. 印刷された記事・論文およびポスター

- b. 講演または現地訪問
- c. 他会員との直接の議論
- g. 会員資格は個人のみに与えられる。
- h. 会員資格は次のような区分がある。
 - 1. アクティブ会員-園芸に積極的に携わるすべての人。
 - 2. 特別会員-国際植物増殖者会議に10年以上にわたって積極的に関与してきた人,および園芸に関する活動から退職した人。特別会員は,第2項d.に規定されている活動を行うことは望ましいが,義務とはならない。特別会員の選任は,それぞれの支部が独自に定める。
 - 3. 名誉会員-植物生産分野において顕著な貢献をした会員の特別な区分である。それ ぞれの支部は名誉会員選抜の基準を設定することができる。
 - 4. At-large 会員 園芸に積極的に関与しているが,既存支部以外の地域に在住している人。
- i. 個人会員資格の取り扱いは、各支部で行い、暦日による。(1月1日に発効する)
- j. At-large会員は、国際理事会で取り扱い、発効は暦日による。

第Ⅳ条一理事会

第1項. 組織

国際植物増殖者会議は、次の構成員からなる理事会の指示によって運営される。

- a. 各支部から選出された理事, および国際役員。
- b. 理事の任期は、選出後1月1日から始まる。
- c. 理事代理は,議論や委員会に積極的に参加することが望ましいが,第2項e.に定める場合を除き,投票に参加できない。

第2項. 理事長および理事長代理

- a. 各支部は、理事長を任命し、その任期は2年間とする。2期以上連続してその任に就 くことはできない。
- b. 各支部は、理事長代理を任命するよう努め、その任期は、2年間とする。2期以上その任に就くとことはできない。
- c. 理事長と理事長代理は、すべての国際理事会議に出席することが望まれる。
- d. 例外として, 各支部の理事長と理事長代理は, 1年ごとの任期とすることができる。
- e. 選出された理事長が、理事会に参加できないときは、理事代理が理事に代わり、投票権を有する。

第3項. 事務局

a. 国際理事会は,以下の国際役員を選出する:理事会議長,会長,副会長および会計 担当。会計担当は,会計委員会の議長を兼務する。

- b.国際庶務担当と国際編集担当は、国際理事会において毎年任命するが、議事の決定に 関与する立場ではなく、国際理事会の投票権は有しない。
- c. 国際役員は、国際理事会年会の折に選出される。議長は、過去において国際理事会に 関与した者または任命時に国際理事会に関与している者とする。
- d. 事務担当の事務組織は、1年間とし、選出後の1月1日からの任期とする。国際議長が3期連続した場合を除き、任命された期間または後継の議長が任命されるまでとする。第4項、権限の範囲
 - a. 国際理事会は、国際植物増殖者会議の業務および所有財産の運営管理を任されており、 すべての契約事項に関する許認可権を有する。
 - b. 国際植物増殖者会議の業務は理事会の指示により国際庶務担当を通じて理事会の監督下におかれる。国際植物増殖者会議の出版業務は、理事会の指示により国際編集担当を通じて理事会の監督下におかれる。
 - c. 選出された会計担当は、国際植物増殖者会議の会計業務を監督下におき、支払い、会計報告の作成、理事会提出の年間予算の改良等の業務を行う。
 - d. 理事会は、国際庶務担当および国際編集担当から提案された任務を遂行するために個人または企業を借り上げることができる。理事会は、理事会の責任の範囲において責任を認識し、個人または企業に対し、適当な者を派遣することができる。

第5項. 役員会

理事会員は、次回理事会までの間に必要な決定事項のため、または次回理事会において 批准するために役員としての任務を行う。4人の国際理事の参加が定足数となり、役員会の 決定は投票により過半数をもって決する。

第V条一会議

第1項.会議

- a. 理事会は、少なくとも2年に1回、支部の1つの年次大会と合同の定例会議を開催する。
- b. 定例会議のたびに、次回理事会会議の時期と場所は、主催する支部からの情報に基づき、過半数の投票によって決定する。
- c. 理事3名以上の申し出により、会長は臨時会議を招集することができる。臨時会議の 開催通知は、少なくとも開催期日の30日前までに行わなければならない。
- d. 決定のための投票権者は、すべての理事、議長、会長、副会長および会計担当者から なる。
- e. 議決定数は, 理事会において指名された理事代理を含め, 認定有権者の過半数とする。

f. 臨時会議は、電子的方法によって開催することができる。

第VI条一規約改正

第1項.規約改正

本規約は、投票した会員の過半数により改正することができる。改正の投票結果の提示後少なくとも60日以内に、すべての会員は提案された変更を国際理事から通知され、庶務担当によって準備された変更の検討結果が提示される。投票は、IIPSの国際ウエブサイド通じて行われる。会員が電子上にアドレスを持たない場合は、文書による投票も可とする。第2項. 規約の維持

個人会員,個々の支部,国際理事会は規約改正の提案を申し出ることができる。しかし, 国際理事によって承認されるまでは,いかなる事業も行うことはできない。

第3項. 投票期間中の規約改正

いかなる変更も許可されない。

第4項. 発効日

規約改正は、投票が終了し、過半数を得た後発効する。

第5項. 委任状による投票

書面の委任状による投票は無効である。

第7条一歳入

第1項. 会計年と歳入

- a. 国際植物増殖者会議の会計年は、1月1日から12月31日とする。年会費は会計年に基づき徴収する。
- b. 支部は、この目的に沿った最も適切な会計年を設定する。
- c. 歳入は、個人会員からの会費収入、出版物の売り上げ収入、国際理事会によって承認されたその他の収入からなる。

第2項. 歳入の受領

- a. すべての歳入は、国際事務局が受領する。
- b. 理事会は、各支部に予算を再配分する権限を有する。再配分の予算は、各支部の個人 会員から徴収された会費納入に比例した額で行う。

第3項. 年会費

理事会は, 年会費の詳細を決定する。

第4.項 出版物と資産の配布

国際理事会は、国際植物増殖者会議の出版物の配布と販売に関する決定を行う。

第5項. 解散時の資産の分配

国際植物増殖者会議を解散するときは、国際理事会は、本組織のすべての負債の返済分あるいは将来の負債に備えての返済分などを除いた残りの資産について、慈善、教育、宗教および科学などの活動を目的とした、1954年の合衆国国内税収法第501項. C(3)、(もしくは、将来これに相当することとなる合衆国国内税収法)に規定される、免除組織または団体に寄付することとする。処分できない資産は、国際植物増殖社会議の主たる事務所が設置されている郡の民事訴訟裁判所により、その判断に従って、上記のような目的で活動している組織または団体に寄付される。

第Ⅷ条 支部の規約と内規

第1項. 支部の規約と内規

いずれの支部も独自の規約と内規を規定することができる。ただし、国際植物増殖者会議の規約と内規に矛盾してはならない。

第IX条-Robert's 規則

第1項. 理事会規則

Robert's規則(改訂版)は国際理事会のすべての会議の運用に適用される。

第X条一定義

園芸一商業的目的、雇用、教育・普及のための植物生産または植物生産のための研究。

- 国際事務局-国際植物増殖者会議の公式の記録・文書,郵便・ファクシミリ・e-mailの受理,個人会員記録の管理および会計処理に対しての責任を有する部署。
- 会計-理事会によって選出され、国際植物増殖者会議の会計事務を監督し、会計委員会の 座長となる者。
- 会長-会長は、国際植物増殖者会議で選出された会員であり、すべての会議の議長となる。 規約と内規に則りすべての義務を執り行う。理事会の政策方針および事務局に付随す る責務を執り行う。

付則:設置と改変

1961年12月 採択

修正: 1966, 1967, 1968, 1973, 1975, 1978, 1979, 1983, 1985, 1989, 1991, 1992, 2004, 2005, 2007, 2011